

消費生活ワークブック

～消費者市民社会をめざして～



中学校 年 組 番 氏名:

目次

I 私たちの消費生活

- 1.消費者としての自覚を持つ……………2
- 2.販売方法と支払い方法について……………3
- 3.お金の管理……………4~5
- 4.商品の選択と購入 フェアトレードとは?……………6

II Tシャツを選ぼう……………7~8

III 消費者トラブルの実態

- 1.消費者トラブルとは?……………9
 - 2.消費生活相談件数と被害額……………9
 - 3.消費者トラブルの事例……………9~12
- 事例1:迷惑メール(フィッシングメール)に注意 ……9
- 事例2:インターネット通販のトラブル ……10
- 事例3:ワンクリック請求に注意……………11
- 事例4:SNSによるさまざまな勧誘 ……11
- 事例5:キャッチセールスのトラブル ……12
- 事例6:マルチ商法 ……12

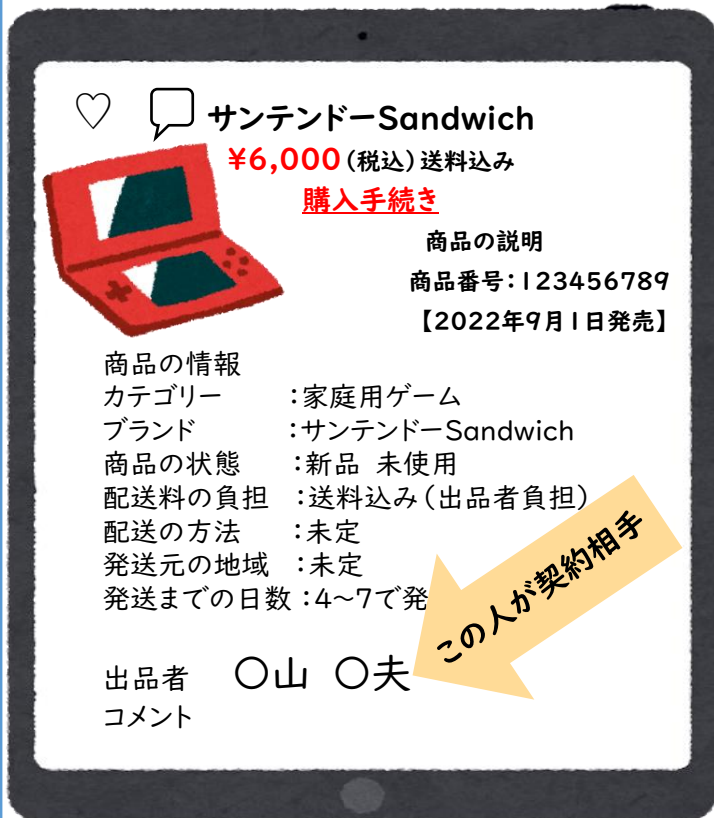
- 4.トラブル解決の方法……………12
- ☆クーリング・オフ……………13
 - ☆クーリング・オフ通知を書こう ……14

IV よりよい消費生活をめざして

- 1.消費者を守る法律と相談機関……………15
 - 2.消費者の権利と責任……………16
 - 3.消費者市民社会をめざして……………17~18
- ☆あきらめずに、相談しよう……………19

表紙:令和3年度「消費者教育・啓発ポスターコンテスト」応募作品(奈良県内高校生の作品)

フリマアプリは気を付けて利用しよう!



♡ コメント サンテンドーSandwich

¥6,000 (税込) 送料込み

購入手続き

商品の説明
商品番号: 123456789
【2022年9月1日発売】

商品の情報
カテゴリー : 家庭用ゲーム
ブランド : サンテンドーSandwich
商品の状態 : 新品 未使用
配送料の負担 : 送料込み(出品者負担)
配送の方法 : 未定
発送元の地域 : 未定
発送までの日数: 4~7で発

出品者 ○山 ○夫

コメント

この人が契約相手

こんなトラブルが発生!

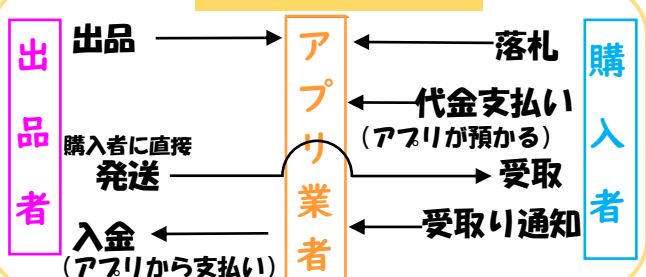
<購入者側>

- 届いた商品が写真や説明文と違う(ゲーム機の箱だけ届いた、ニセモノだった、キズや汚れがあったなど)
- 出品者に頼まれて、商品が届く前に受取りの通知をしてしまった。商品が届かないまま連絡不能になった。

<出品者側>

- 正規品を送ったのに、購入者からニセモノと主張され、代金を受け取れず、商品も返品されない。
- 未成年者が保護者の許可なく、家の物品を出品していた。

フリマ取引の手順



フリマアプリ利用時の注意点

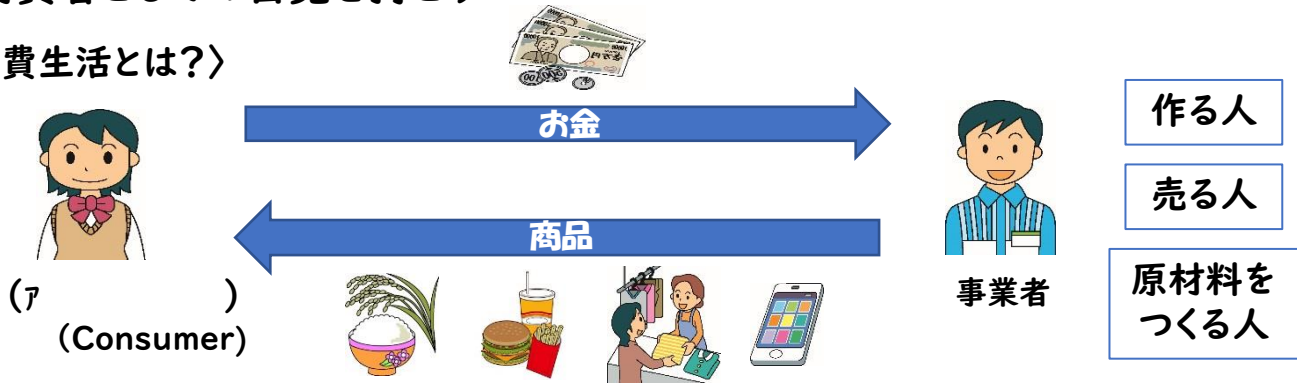
フリマアプリでの取引は個人間売買です。アプリ業者は取引場所を提供しているだけでトラブルは当事者間で解決することが原則です。自己責任の度合いが強いので特に注意が必要です。

- ✓ 入札前に商品の状態、送料等の条件、出品者の評価などをよく確認しよう
- ✓ 商品が届く前に受取りの通知をしたり、直接相手に代金を振り込んだりしない(アプリの規約違反)
- ✓ 規約で禁止されている行為を行わない、取引を禁止されているものを出品しない
- ✓ 利用する際には、フリマアプリの規約を確認する

I. 私たちの消費生活

1, 消費者としての自覚を持つ

〈消費生活とは?〉

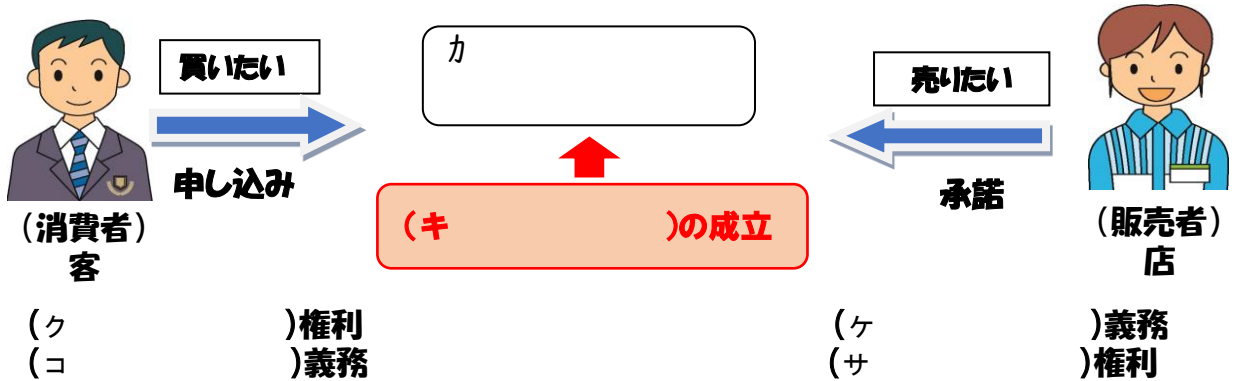


商品

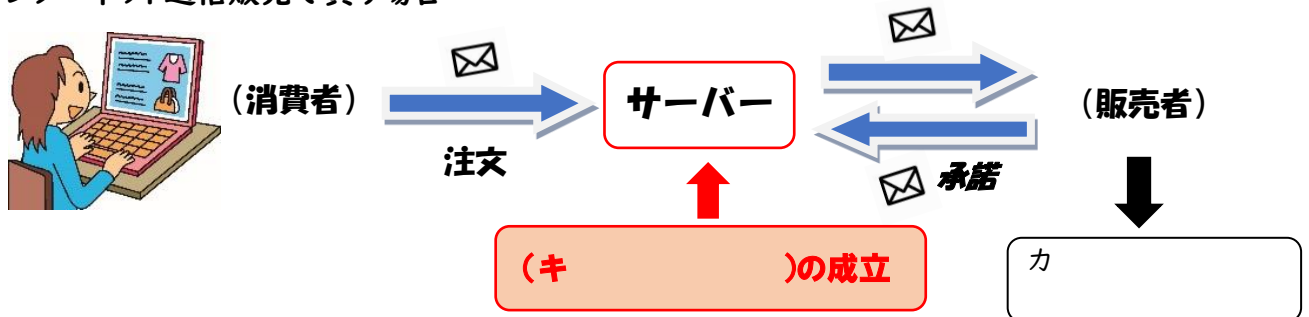
- ・(イ) 形のあるもの
例
- ・(エ) 形のないもの
例

〈消費生活と契約〉

●店で買う場合



●インターネット通信販売で買う場合



メールがサーバーに到着したら、開いてなくても、契約が成立する。

I. 私たちの消費生活

- ☆契約とは(ア))なので、
 (イ))は、できない。
 ☆未成年者が法定代理人(保護者)の同意を得ないで行った契約は(ウ))。
 (ただしお小遣いの範囲や「成人である」と偽ったりした場合などは取り消すことができない。)
 ☆法律で契約書作成が定められていたり、後のトラブルを防ぐために契約書を作成する
 場合があるが、基本は(エ))で契約は成立する。

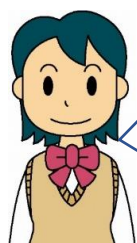
2. 販売方法と支払い方法について

〈販売方法〉

	店舗販売	無店舗販売
種類	<ul style="list-style-type: none"> ・(オ)) ・(カ)) ・(キ)) ・(ク)) ・(ケ)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(コ)) ・(サ)) ・(シ)) ・消費生活協同組合の共同購入等 ・移動販売 ・展示会販売 ・フリーマーケット、バザー
特徴	<p>〈プラス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品を直接見て購入できる。 ・他の商品と比較できる。 <p>〈マイナス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗がないと購入できない。 ・営業時間内しか購入できない。 	<p>〈プラス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ス)) ・(セ)) <p>〈マイナス面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(ソ)) ・(タ)) ・(チ)) ・(ツ))

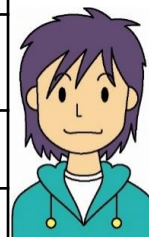
3. <お金の管理>

あなたならどうしますか？








新しいゲームが欲しいな。でも、今持っているお金では足りない。どうしよう？

- | |
|--------------------------|
| ① お金がたまるまでガマンする |
| ② 遊園地に行くためにためていたお金を使っちゃう |
| ③ お母さんにおこづかいを前借りする |
| ④ お父さんにクレジットカードで買ってもらう |



☆さまざまな支払い方法の特徴を考えてみよう

支払方法	(ア)	(イ)	(ウ)
特徴	前もってプリペイドカードや券を買っておいたり、事前にお金をチャージしておいたりする。	商品を先に手に入れ、期日までに一括もしくは分割で支払う。	商品購入時に現金を支払ったり、銀行口座から即時にお金が引き落とされる。
種類	<p><チャージ式電子マネー></p>  <p>交通系電子マネー プリペイド型電子マネー</p> <p><プリペイド型カード></p>  <p>プリペイドカード 電子マネー (ギフトカード)</p>	<p><クレジットカード></p>  <p>*公共料金やスマートフォンの利用料金(使った分を次月に払う) *コンビニ後払い</p>	<p><デビットカード></p>  <p><現金></p> 
プラス面	<ul style="list-style-type: none"> ・毎回、現金を用意しなくて済む。 ・事前に入金額を自分で設定できるので、使いすぎを防げる。(クレジットカードから自動入金される機能がついているものもあるので注意) 	<ul style="list-style-type: none"> ・手持ちの現金や使用口座の残高がなくても、限度額までなら買い物ができる。 	<p>現金:使い過ぎになりにくい デビットカード:会計後すぐに銀行口座から引き落とされるので、わかりやすい。口座名義人のみ使用できる。</p>
マイナス面	<p>使用範囲が限定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰でも使用可能なので、紛失すると他人に使われる可能性がある。 	<p>使用範囲が限定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使いすぎやすい。 ・クレジットカード会社の審査があり、収入や年齢の制限によって利用できないことがある。 ・分割払いや、リボ払いの場合、手数料がかかる。 ・年会費がかかることがある。 	<p>現金:毎回用意しなくてはならない。</p> <p>デビットカード:使用範囲が限定される。銀行口座に残金がなければ使用できない。</p>

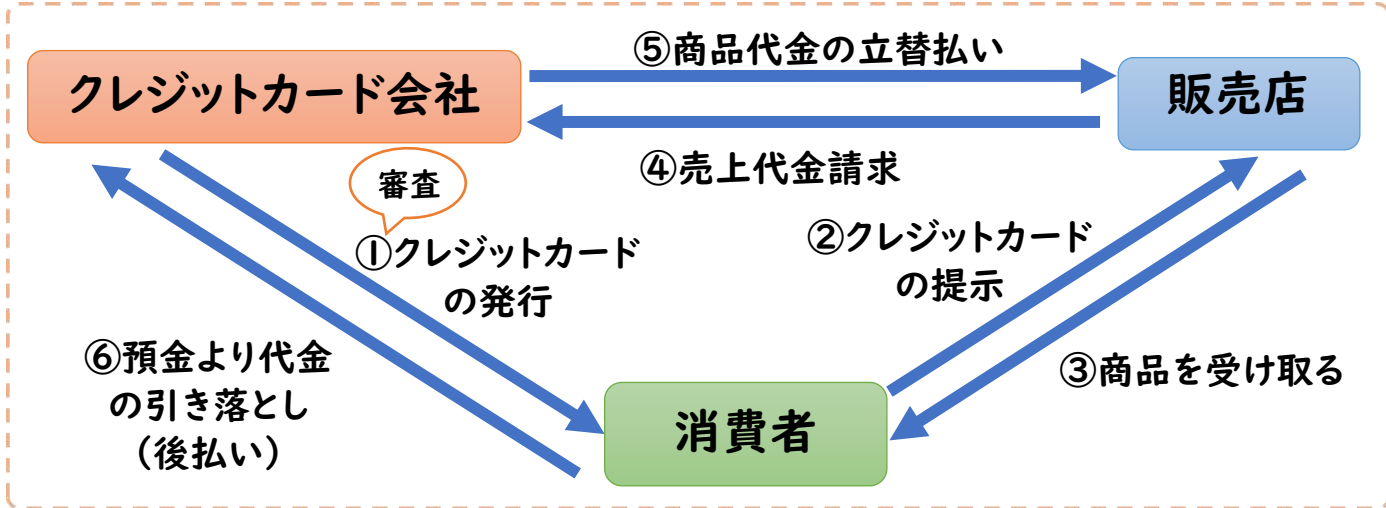
スマホ決済アプリ: スマホ決済アプリは、アプリごとにそれぞれ支払い方法が異なります。事前にチャージして使う前払い式のものや、クレジットカードと連携するものなどいろいろあるので、きちんと規約を読んで、仕組みを理解したうえで使うことが大切です。

- ・非接触型決済(非接触型IC決済)・・・Suica, Edy, QUICPayなど
- ・QRコード(バーコード)決済・・・PayPay, LINEPay, auPayなど



I. 私たちの消費生活

☆クレジットカードの仕組み



☆新しいお金の払い方

近年新しいお金の払い方が登場しています。電子マネー、クレジットカードやスマホ決済など、現金を使わずに支払うことを(ア)と言います。(ア)は便利ですが、怖い面もあります。(ア)のいいところ、注意点を考えてみよう。

いいところ	注 意 点
イ	ウ

クレジットカードの「クレジット」は(エ)という意味で、消費者を(エ)して、クレジットカード会社が立替払いを行い、消費者は後からクレジットカード会社に返済するという契約の仕組みです。これを(オ)契約と言います。

クレジットカードの利用は、(カ)と同じです。目に見えないお金の管理は難しいですが、いくら使い、いくら残っているか把握し、計画的に使うことが必要です。

☆その他さまざまなカード

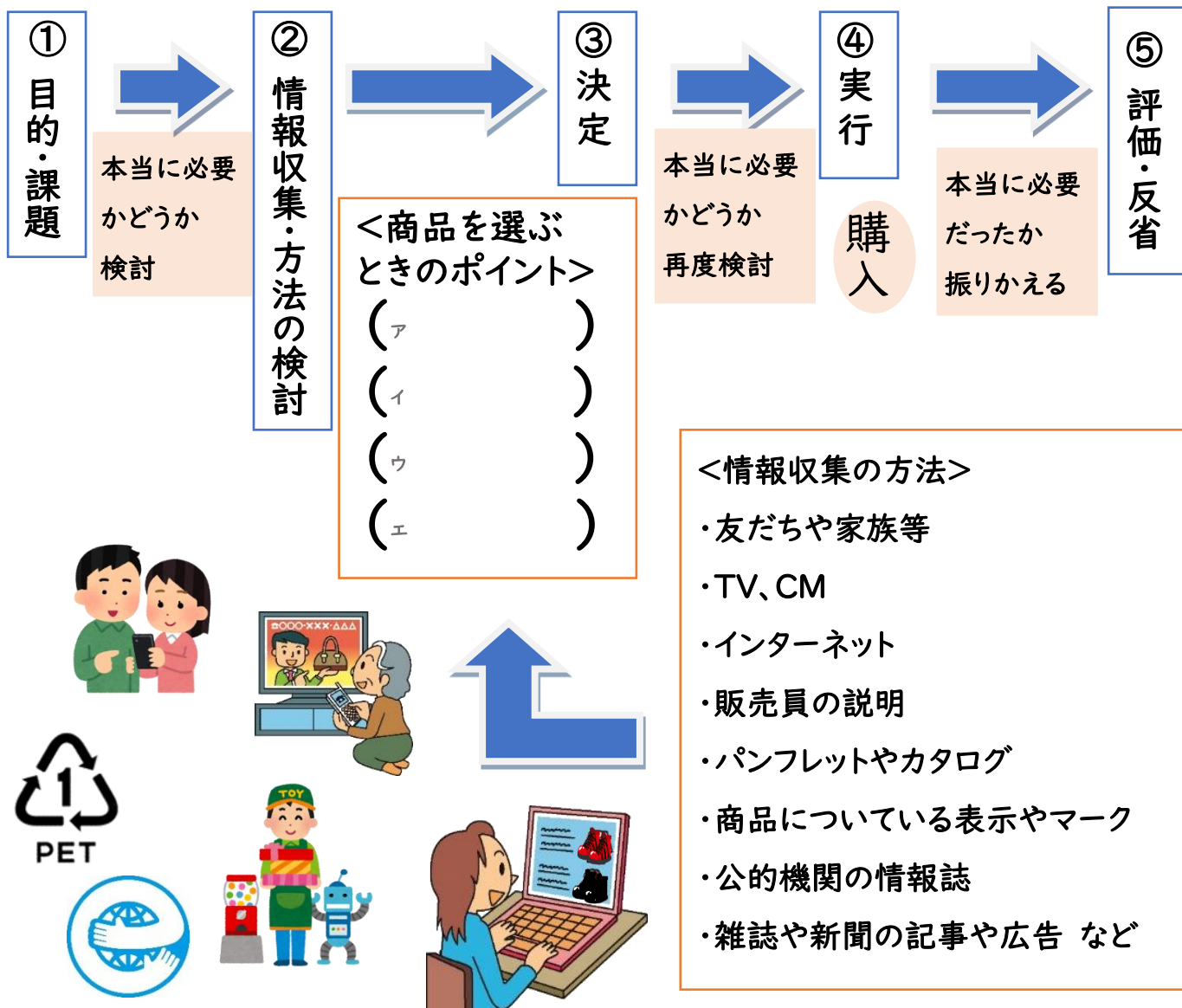
- ・キャッシュカード: 銀行等の自動現金支払機(ATM)で使えるカード
- ・メンバーズカード: その店の会員カード。様々な特典が付くことが多い。(ポイントカード等)

〈自己評価〉

- 今日の授業に積極的に参加できましたか?(A・B・C)
- 今日の授業は理解できましたか?(A・B・C)

4. 商品の選択と購入

<意思決定のプロセス>



国際フェアトレード認証ラベル







“フェアトレード (Fair Trade) = 公正な取引”とは？

開発途上国の原材料や製品を、「適正な価格」で「継続的」に取引することによって、生産者の持続的な生活向上を支える仕組み。生産地では、不当に低い賃金のため人々は貧困状態から抜け出せず、児童労働が問題となっている。このような状況を変えるための国際的な取り組みがすすんでいる。

フェアトレード商品には、チョコレート、コーヒー、紅茶、スパイス、ハーブ、コットン製品(Tシャツ等)などがある。フェアトレード基準を満たした製品には、認証ラベルがつけられており、世界130カ国以上で流通している。私たちがフェアトレード商品を購入することで途上国と生産者を支援することができる。フェアトレード商品をお店で探してみよう!(P17参照)

II. Tシャツを選ぼう

☆各班のプレゼンテーションを聞いて、Tシャツの特徴を箇条書きで書きなさい。
また、各班のプレゼンテーションについての各項目の評価を、A・B・Cに○をつけなさい。

商品番号 (発表順も同じ)	Tシャツの写真	班	Tシャツの特徴 (このTシャツのセールスポイントと思う特徴を2つ以上記入しよう)	ポスターはわかりやすかったか。	プレゼンに工夫があったか。	選択に必要な情報は得られたか。
1				A B C	A B C	A B C
2				A B C	A B C	A B C
3				A B C	A B C	A B C
4				A B C	A B C	A B C
5				A B C	A B C	A B C
6				A B C	A B C	A B C

☆あなたが選ぶとしたらどのTシャツを選びますか？Tシャツの番号を書きなさい。

☆そのTシャツを選んだ基準は何ですか？ 次の表から3つ選び、○をつけましょう。
その3つのうち最も重視した条件に◎をつけましょう。

値 段		販売方法		原 産 国		素 材	
支払い方法		機 能 性		デザイン・色柄		環境への配慮	
取り扱い方法 (手入れ方法)		そ の 他		その他の内容を具体的に書こう。			

☆あなたが、そのTシャツを選んだ理由を、文章で説明しましょう。

☆友達の見意見を聞いて、もう一度そのTシャツでよかったか再考してみましょう。
なぜそう思ったか書きましょう。

<自己評価>

- 大きな声でわかりやすくプレゼンできましたか。(A・B・C)
- 発表はしっかり聞くことができましたか。(A・B・C)
- しっかり考えてTシャツを選択できましたか。(A・B・C)
- 「Tシャツを選ぼう」の授業を終えて、考えたことや感想やさらにこれからの生活にどう生かそうと思うかを書きなさい。

事例2 インターネット通販のトラブル

1. ニセサイト・詐欺サイト

ブランドもののスニーカーの購入を申し込んだが商品が届かない。

このサイトの怪しいところはどこ？

ホーム トピックス ブランド スタイル 連絡方法 買物カゴ

http://www.◎×▲online-shop.com

◎×▲online shop 公式サイト

人気ブランドバスケシューズ
××××が超激安！！

通常価格 30,000円が
当店価格 **6,000円**

80% OFF
在庫：100

有名ブランド▽×▲新モデル
超レアものが特別価格！

通常価格 20,000円が
当店価格 **5,000円**

75% OFF
在庫：30

ショップのご案内
◎×▲onlineshop
住所：東京都千代田区霞町1-1
お問い合わせ：xonline@gml.com

- ・支払方法について
銀行振込(先払い)
- ・送料・配送について
送料無料
三日か五日届けます！
- ・品質はあなたに保証することになるでしょう。

ワーク：怪しいと思う所に○を付けましょう。
理由も書きましょう。

ア

2. 健康食品の定期購入

ダイエットサプリがお試しで500円だったので、申し込んだ。1回だけのつもりが、4カ月分購入が条件で2回目以降は1個4,000円。合計12,500円払わないといけなかった。

注文時の注意点

(イ)には理由がある。サイト内のすみずみまで表示をみて(ウ)条件と(エ)条件を確認しよう。



※脱毛剤、化粧品などいろいろな商品で発生している

Ⅲ. 消費者トラブルの実態

◎インターネット通販の契約成立の要件

契約を成立するために業者には以下の表示義務があります。

契約内容の
明確な表示

契約確認画面を
設ける

承諾画面表示・
承諾通知送信

◎インターネット通販のトラブルを避けるには…

注文前

信用性を確認

注文時

表示を確認

商品
到着時

商品を確認

何かあれば
すぐに連絡する

J-DMMA 日本通信販売協会の会員の証
公益社団法人日本通信販売協会 会社を選ぶ目安になります。

注意：通信販売には、クーリング・オフ制度はない。
注文前に返品できるか確認しよう！

事例3 ワンクリック請求に注意

無料の動画を再生しようとしたら、
突然「登録完了」の画面が出た。
「利用料金10万円」を請求されている。



いろいろなサイトで発生！
占い、アニメ、タレント、マンガ、
小説、アダルトサイトなど

- () ①タップした責任があるので支払う
- () ②間違えたことを相手に連絡する
- () ③契約は成立していないと相手に連絡する
- () ④何もしないで様子を見る
- () ⑤消費生活センターに相談する

(理由) 7

◎身に覚えのない請求への対応ポイント

クリック注意

連絡しない

払わない

事例4 SNSによるさまざまな勧誘

SNSで知り合った相手からアイドルのライブチケットを
譲ってもらうことになり、代金4万円を指定通りに支払った。

・会ったこともないのに信じていいの？
・私のプロフィール信用できる？
・いつでも連絡とれなくできるよ



前払いね。
チケットはいつもらえる？

アイドルのチケット
余ったのでゆずるよ！



お金を払ってもチケットを受け取ることができず連絡がつかなくなるトラブルが多い。

直接会うと危険な目にあうかもしれません。
SNSの情報だけで判断しないようにしましょう。

簡単に儲かると誘うビジネスやマルチ商法、
出会い系サイト、闇バイト等に誘われるかも…

事例5 キャッチセールスのトラブル

キャッチセールスとは、街角で呼び止めて、その場で勧誘したり、店や営業所等に連れ込んで契約させる販売方法。化粧品やエステ、絵画等の高額な契約トラブルが発生している。

ロールプレイ

タレント

素質

君だけ

○夫君が街を歩いている時に、「タレントになりませんか？」とスカウトされました。話を聞いているうちに、タレントになるためのレッスン料と写真撮影の契約をしてしまいます…。

①なぜ契約してしまったのか？

ア

②販売員の説明で怪しいところはどこか？

イ

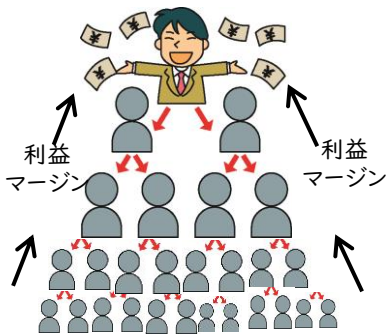
③トラブルにあわないためにはどうしたらいいか？

ウ

④契約した後で、やめたい時はどうすればいいか？

エ

事例6 マルチ商法



最初の資金は学生ローンで借りたらいいのよ

友だちをどんどん誘えばローンなんてすぐ返せるよ

マルチ商法とは、「知人や友人を誘って会員にすると利益が出る」と、健康食品や投資ソフト等の販売組織に勧誘される。「ネットワークビジネス」と説明されることもある。SNSで知り合った人から勧誘されることもある。

成人したら勧誘が増えるので注意！
簡単にもうかる方法はこの世にはない。
気をつけよう！

4. トラブル解決の方法

消費生活センターに相談

消費者ホットライン (オ)

未成年者取消

未成年者が、保護者などの同意を得ないでした契約は、取り消すことができる。ただしおこづかいの範囲や「成人である」と偽ったりした場合などは取り消してできない。(P3参照)

クーリング・オフ







P13参照

Ⅲ. 消費者トラブルの実態

☆クーリング・オフ

クーリング・オフとは、(ア) という意味で、一定期間内であれば消費者から一方的に (イ) で契約を解除できる制度である。(ウ) 販売や電話勧誘販売など突然勧誘されて契約をしてしまった場合や、連鎖販売取引(マルチ商法)、エステや学習塾などの継続的役務等の取引で契約した場合などにこの制度が適用される。期間は、販売方法によって決まっている。

クーリング・オフできる販売方法と期間(契約書を受け取った日から)

訪問販売	電話勧誘販売	訪問購入
アポイントメントセールス、キャッチセールス 家庭訪販など 	健康食品、教材 利殖商法など 	押し買い(貴金属など) 
8 日間	8 日間	8 日間
特定継続的役務提供	連鎖販売取引	業務提供誘引販売取引
エステ、語学教室、学習塾、 家庭教師、パソコン教室、 結婚相手紹介サービス、 一部の美容医療 	マルチ商法、 ネットワークビジネスなど 	サイドビジネス商法、 モニター商法など 
8 日間	20 日間	20 日間

※私たちがよくする買い方で、クーリング・オフできないのは?

(エ) と (オ)

クーリング・オフの手順

販売会社宛(クレジット契約をした場合はクレジット会社も)に通知を出す

契約解除通知書

(はがき・電子メール・フォームなどで通知する)

(はがきの場合)

はがきの両面をコピーする

特定記録郵便か簡易書留で販売会社へ送る(郵便局発行の受領書を受け取る)

はがきのコピーと受領書は保管する

(メール・フォームなど)

契約書を確認し、通知先や具体的な通知方法が記載されている場合は、それを参照して通知する

通知後は送信した証拠(送信履歴や画面のスクリーンショット)を保存する

クーリング・オフ申し出フォーム(例)

※印は必須項目です。必ず入力してください。

お名前※	性: <input type="text"/> 名: <input type="text"/>
フリガナ(全角)※	セイ: <input type="text"/> メイ: <input type="text"/>
郵便番号※	<input type="text"/>
住所※	<input type="text"/>
電話番号※	<input type="text"/>
メールアドレス※	<input type="text"/>
クーリングオフ詳細※	契約年月日 <input type="text"/> 商品名 <input type="text"/>

<クーリングオフの効果>

- ・支払った代金は返される
- ・受け取った商品は事業者負担で返品できる(着払いOK)
- ・解約料等を支払う必要はない

※上記の販売方法・期間でも、3千円未満の現金払いや消耗品を使用した時など、クーリング・オフができない場合がある。わからない時は消費生活センターに相談するとよい。

☆クーリング・オフ通知を書こう(事例5 キャッチセールス)

領収書兼売買契約書

あなたの名前 様 ××年 ×月 ×日

金 200,000 円

タレントレッスン6か月分及び写真撮影料として 200,000 円

頭金 1万円 受取済み

〒111-1234 東京都千代田区〇〇町1丁目

株式会社アクトプロダクション 代表取締役 ×山×郎 担当者 △山〇太郎

郵便はがき

ア

イ

ウ

特定記録郵便

契約解除通知書

契約年月日 年 月 日

商品名

契約金額 円

販売会社

担当者氏名

上記日付の契約は解除します。
つきましては、支払い済みの 円を
返金してください

年 月 日(記入日)

(契約者)住所

(契約者)氏名

<自己評価>

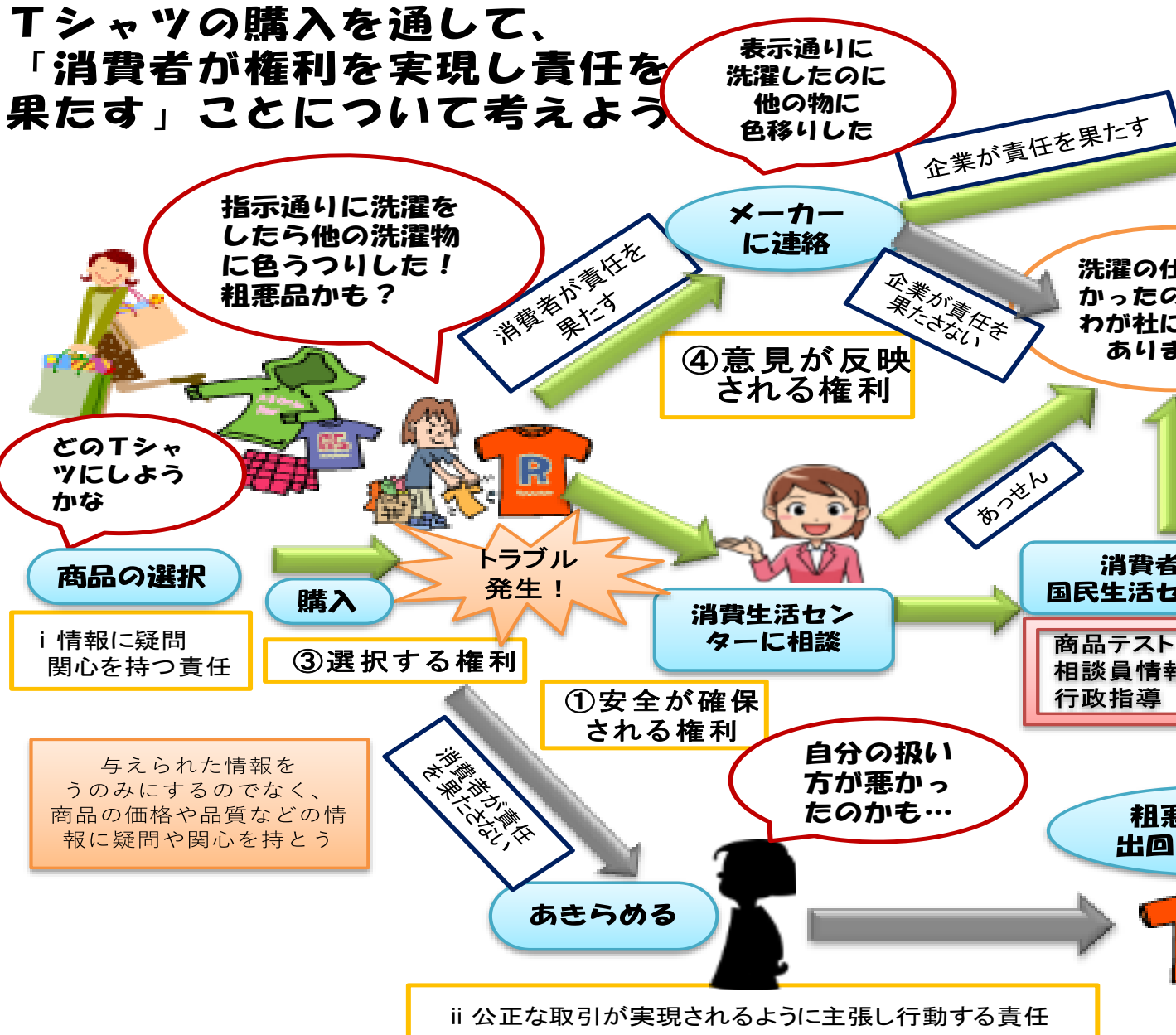
- 今日の授業に積極的に参加できましたか。(A・B・C)
- 消費者トラブルを防ぐためにはどうしたらよいか理解できましたか。(A・B・C)
- 考えたことや感想や、どのようにこれからの生活に活かそうと思うか書きなさい。

IV. よりよい消費生活をめざして

1. 消費者を守る法律と相談機関

- 〈ア〉 法……1____年に改正された消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援を基本理
 - 〈ウ〉 法……消費者と事業者が結ぶ契約に適用され消費者に著しく不利になることは無効
 - 〈エ〉 () 法……製品の欠陥による損害賠償について定めたもの
 - 〈オ〉 に関する法律……訪問販売などについてのルールやクーリング・オフ制度について
- 消費者からの相談に応じたり、消費者への情報提供、苦情処理、商品テストなどを行う機関
- * <カ> センター …… 地方公共団体が運営する消費者のための相談業務を行う機関
 - * <キ> センター …… 独立行政法人として、国民生活に関する情報の提供、調査研究、重
 - <ク> …… 各地の消費生活センターに寄せられた情報を集約して調査、分析し、各省庁

Tシャツの購入を通して、
「消費者が権利を実現し責任を果たす」ことについて考えよう

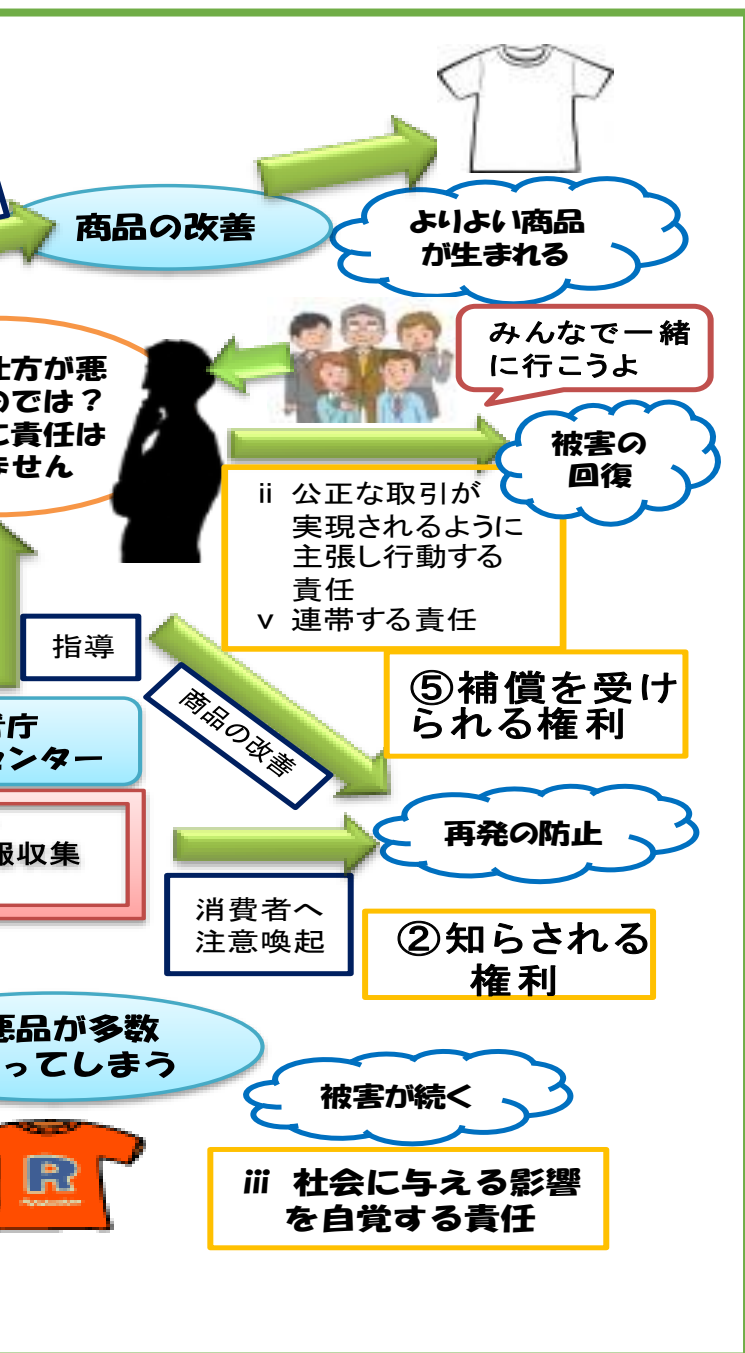


理念としたもの

効になる

定めたもの

要消費者紛争解決のための手続き等をする機関
への指導や勧告を行う



2. 消費者の権利と責任

〈国際消費者機構(CI)〉

……消費者団体の国際連絡組織

●消費者の8つの権利

- ①(ケ)が確保される権利
- ②(コ)権利
- ③(サ)する権利
- ④(シ)が反映される権利
- ⑤補償を受けられる権利
- ⑥生活の基本的ニーズが補償される権利
- ⑦消費者教育を受ける権利
- ⑧健全な環境で働き生活する権利

①～④は、(ス)が
1962年世界で初めて提唱した。

●消費者の5つの責任

- i 情報に疑問や関心を持つ責任
- ii 公正な取引が実現されるように主張し行動する責任
- iii 社会に与える影響(特に弱者)を自覚する責任
- IV 環境への配慮をする責任
- v 連帯する責任

覚えておこう!

「奈良県消費生活センター」

消費者ホットライン188

IV. よりよい消費生活をめざして

3. 消費者市民社会を目指して

<買い物は投票>

商品を買う

=

事業者を支持する

商品を買わない

=

商品の改善

事業者の姿勢を変える

買い物は投票ということについて、どう考えますか？

<ア

>・・・一人ひとりの消費者が、自分だけでなくまわりの人々や、未来の人々の状況、内外の社会経済状況や地球環境まで思いをはせて生活し、社会の発展と改善に積極的に参加する社会

<イ

>・・・環境への影響を考え、消費行動をする人

ミニ知識：エシカル消費

倫理的消費（エシカル消費）の分類

環境への配慮

- ・グリーン購入
- ・自然エネルギー利用
- ・エコマーク付き製品
- ・有機農産物
- ・国産材使用
- ・車レンタル、シェアなど

環境に配慮したエシカル消費とは、私たちは日ごろ環境のおかげで生きているという自覚から、環境を思いやって消費するということです。

環境に配慮した製品の購入はグリーン購入と呼ばれ、日本では20年以上の歴史があります。グリーン購入法や環境配慮契約法などの法律も整備されて、国等の機関はグリーン購入義務、地方自治体には努力義務があります。民間企業や消費者には一般責務があり、社会全体で取り組みが進んでいます。

社会への配慮

- ・製造や流通段階で児童労働などがなく、労働者の人権や周りの環境に配慮している製品（例：エシカルファッション）
- ・フェアトレード製品など
- ・障がい者支援になる製品を選ぶ など

社会へ配慮したエシカル消費の例としては、途上国などで児童労働や環境汚染を引き起こさずに生産された衣類を購入し着こなし、エシカルファッションなどがあります。



地域への配慮

- ・地産地消
- ・地元商店での買い物
- ・エコマーク付き製品
- ・応援消費 など

地域へ配慮したエシカル消費としては、地産地消や被災地の生産品を進んで購入する応援消費があります。2011年東日本大震災以降、応援消費が活発になっています。



☆知っていますか？「持続可能な開発目標(SDGs)」

出所：国連広報センター

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs(「Sustainable Development Goals<持続可能な開発目標>」)とは、2015年9月の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標で、すべての国連加盟国193カ国が合意しているものです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成されており、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。地球環境の悪化を食い止め、貧困や格差の問題を解決するために、SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。世界が一体となって持続可能な社会の構築へと取り組むなかで、私たち消費者も、消費生活の中で、目標達成のために行動することがもとめられています。

<自己評価>

- 今日の授業に積極的に参加できましたか。(A・B・C)
- 今日の授業内容は理解できましたか。(A・B・C)
- 消費者の責任を果たすために自分にできることを考えて書きましょう。

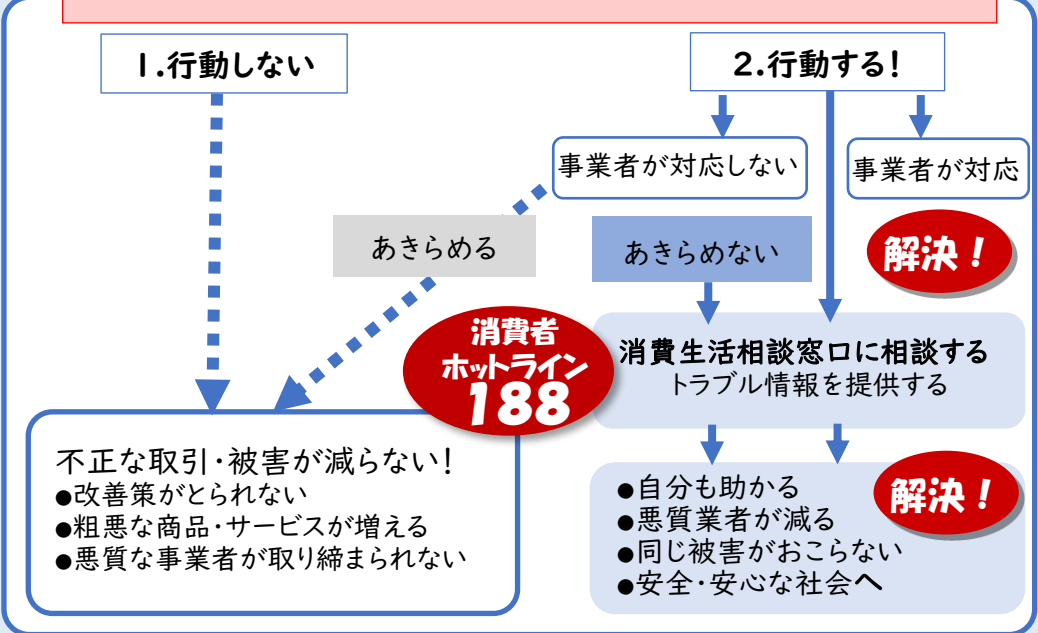
●これまで消費生活の授業を受けて、分かったこと及びこれからの生活にどう生かそうと思うか書きなさい。

あきらめずに、相談しよう！

相談することで
次の被害を防ぐことが
できるね



相談することも
消費者市民としての
行動なんだね



相談無料・秘密厳守

奈良県消費生活センター

〒630-8122奈良市三条本町8番1号
シルキア奈良2階

TEL 0742-36-0931
FAX 0742-32-2686

相談受付 午前9時～午後4時30分(月～金)
年末年始・土日・祝日を除く

奈良県消費生活センター中南和相談所

〒635-0085大和高田市片塩町12番5号
大和高田市市民交流センター3階

TEL 0745-22-0931
FAX 0745-22-4999

相談受付 午前9時～午後4時30分(月～金)
年末年始・土日・祝日を除く


地元の消費生活相談窓口： TEL：

消費生活センターとは？

地方公共団体の行政機関で、全国に約850箇所設置されています。消費者と事業者との間に生じた商品やサービスの苦情などについて、消費者から相談を受け付け、専門の消費生活相談員が公正な立場で、消費者に助言などを行い解決を支援しています。このほか、商品テストや消費生活に関する情報提供、消費者教育・啓発なども行っています。

消費者ホットライン

全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内します。

 **1 8 8** (局番なし)
い や や

イラスト：消費者庁イラスト集より

企画・制作
奈良県中学校 技術・家庭科研究会「身近な消費生活と環境」部会
奈良県消費生活センター
(2023年3月発行)

